

奨学金等返済支援事業

R4.4.1以降に民間保育事業者が、正規雇用した常勤保育士等であって、自ら奨学金や教育ローン等を返済している場合に年間最大120千円、最大5年間までその返済費用を補助する。

【補助対象者】

令和4年4月1日以後に新たに常勤（期間の定めのない、週30時間以上かつ月20日以上就労）の保育士として雇用された保育士であって、6か月以上の雇用及び勤務実績があり、自ら奨学金等を返済している者。

※ただし、**申請年度の補助対象期間内**に継続して雇用されている場合のみ補助対象となる。

（補助額：年間最大120千円）

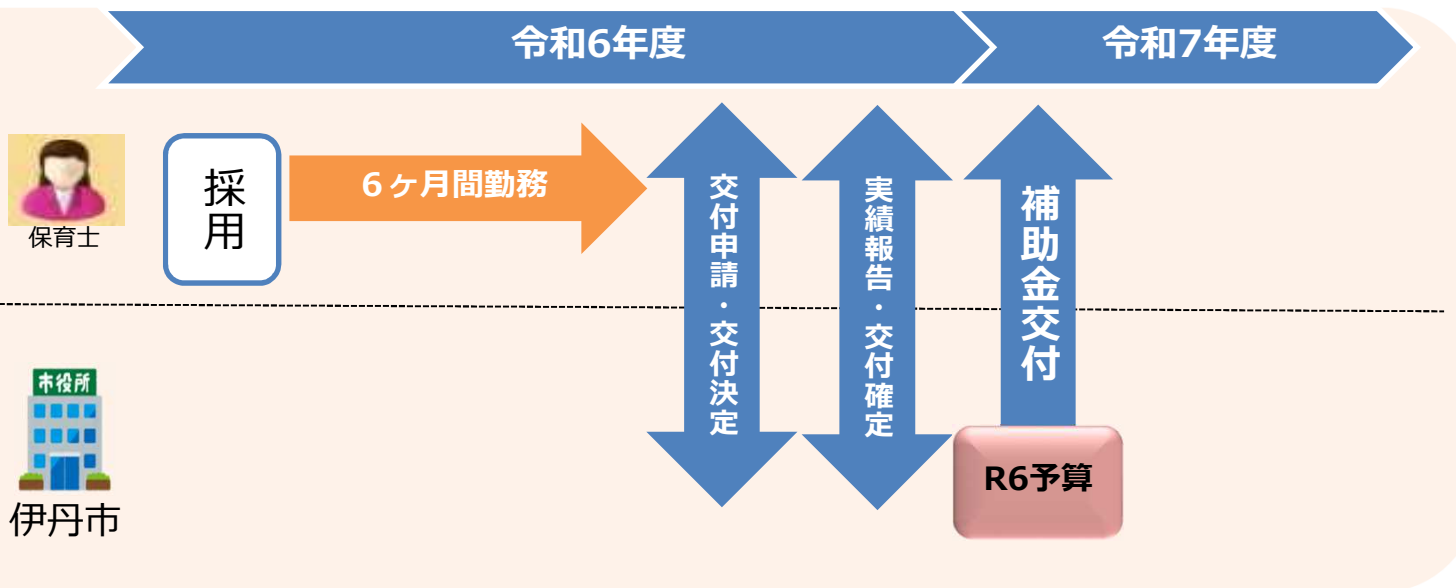
★令和6年度採用者より**教育ローン**が補助対象に

New

- 教育ローンは対象保育士等本人が返済していること。
- 教育ローンの名義人が保護者等本人以外の場合は原則として名義人変更が必要。
- 名義変更が難しい場合は本人が返済していることを証明できる以下の書類等で確認。
 - ・誓約書（参考様式有り）
 - ・教育ローンを借り受けていることを証明する書類
 - ・教育ローンの返済実績がわかるもの（名義人の通帳の写し等）
 - ・保育士等本人から名義人への教育ローン返済実績がわかるもの（申請者本人の通帳の写し等）

R6.4.1～R6.10.1付**上半期**採用 例

（イメージ図）



R6.10.2～R7.3.31付**下半期**採用 例

（イメージ図）

